

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 4 日

各都道府県教育委員会災害情報担当課
各指定都市教育委員会災害情報担当課
各都道府県私立学校主管課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県社会教育施設主管課 御中
各都道府県社会体育施設主管課
各都道府県文化施設主管課
各国立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体の担当課
各文部科学省所管学校法人の担当課
各大学共同利用機関法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

自然災害発生時における情報連絡、情報収集体制の整備について（依頼）

日頃から、児童生徒等や学校施設等の安全確保、被害情報の収集等について、御尽力・御協力いただきありがとうございます。

自然災害発生時における迅速かつ円滑な情報連絡、情報収集体制を整備するため、下記の事項について、対応いただきますようお願いいたします。

なお、各地方公共団体におかれては、域内の市区町村等の関係機関に対して周知していただくようお願いいたします。

記

1. 自然災害発生後の段階（フェーズ）に応じた情報収集の方針について

自然災害発生後の迅速かつ円滑な情報連絡、情報収集体制の整備につなげるため、文部科学省に報告すべき情報について、各フェーズに応じた情報収集の観点を示した別添「自然災害発生後の段階（フェーズ）に応じた情報収集の方針」に基づき、対応いただきますようお願いいたします。

2. 文部科学省と各関係機関との情報収集体制の整備について

文部科学省から各関係機関への情報等が、各関係機関の担当部署に確実に伝わる体制を平時より構築していただきますようお願いします。

3. 夜間、休日等の自然災害発生時の緊急連絡体制の構築について

夜間、休日等の自然災害発生時にも迅速かつ円滑な情報連絡、情報収集が行えるよう、平時から各関係機関の緊急連絡先を文部科学省に登録するとともに、各地方公共団体におかれては、域内の市区町村等の関係機関との緊急連絡体制についても構築していただきますようお願いします。

4. 防災用無線システム等の通信手段の活用について

一般通信回線が途絶した場合においても情報を正確かつ確実に伝達するために、全国の地方公共団体において防災用無線システム等（国と都道府県をつなぐ中央防災無線、都道府県と市町村をつなぐ防災行政無線）が防災部局等に設置されています。これら代替通信手段については平時より利用方法等を確認し、災害時には必要に応じて活用いただきますようお願いします。

5. その他

こども家庭庁発足（令和5年4月1日）に伴い、昨年度まで文部科学省で行っていた認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）の被害情報収集等の業務については、こども家庭庁へ移管されていますので、詳しくはこども家庭庁へお問い合わせください。

(担当)

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付
防災調整係、企画係（保志場、古田、三浦、溝上）

電話：03-6734-2290（直通） 03-5253-4111（内線 2290）

E-mail：bousai@mext.go.jp

自然災害発生後の段階（フェーズ）に応じた情報収集の方針

自然災害発生時（震度5弱以上の地震や大規模な噴火が発生した場合など）に各関係機関で取りまとめられた被害情報については、文部科学省からの被害報告依頼の有無に関わらず、速やかに文部科学省へ報告をお願いします。

また、通常、域内の市区町村等の関係機関からの情報を都道府県等が取りまとめた上で文部科学省へ報告となりますが、重大な被害（死者や行方不明者、施設の倒壊など）が発生した市区町村等の関係機関においては、国の速やかな状況把握のため、都道府県等への被害報告に合わせ文部科学省にも報告をお願いします。

（発災直後）

発災後速やかに、被害の規模感を把握するため、次の観点で情報収集を開始してください。また、把握した情報については速やかに文部科学省に報告をお願いします。

- 【人的被害】死者（重体にある者も含む）、行方不明者などの有無
（施設管理下外の被害についても、情報収集の過程で知り得た情報（確認が済んでいない情報も含む）については情報共有*をお願いします。）
- 【物的被害】建物の倒壊、大規模な損傷等の有無
- 【休校（休館）状況】休校（休館）等となっているエリアの把握
（情報把握の例：北海道全域で学校が休校、大阪府〇市、〇市で学校が休校 等）
＜発災直後においては、必ずしも校数の把握は求めません。＞
- （※）施設管理下外の被害情報については、被害報告様式には記載せず、報告メールの本文への記載にて報告をお願いします。

（発災後～数日）

応急対策（施設の安全確認等）の実施に向け、次の観点で情報収集を実施してください。

- 【人的被害】軽傷者も含めた死傷者数の把握
（学校等での児童生徒等の安否確認の進捗に応じて、学校管理下外での死者、行方不明者の情報についても把握してください。）
- 【物的被害】軽微なものも含めた施設の被害の把握
- 【休校（休館）状況】休校（休館）状況と長期休校（休館）の見通しの把握
- 【避難所としての利用】避難所となっている施設の把握

（発災後1週間～）

教育環境等の復旧に向け、次の観点で情報収集を実施してください。

- 【人的被害】死傷者数の把握
- 【物的被害】被害の概算額の把握（仮設校舎建設予定の有無を含む）
- 【休校（休館）状況】再開状況（再開予定も含む）の把握
- 【避難所としての利用】避難所としての利用状況（再開への支障の有無含む）の把握